



バリューゴルフ VALUE GOLF

第21回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年4月25日（金曜日）
受付開始：午前10時
開　　会：午前10時30分

開催場所

東京都港区芝四丁目1番23号
三田NNビル地下1階
三田NNホール＆スペース

決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役4名の選任の件
第4号議案	監査役1名の選任の件



本招集通知は、パソコン・
スマートフォンでも主要な
コンテンツをご覧いただ
けます。
<https://p.sokai.jp/3931/>



経営理念

世の中の「したい」を具現化する

行動指針



3倍スピード

他社の3倍速く行動し、他者の3倍成長する



柔軟な発想

前例に捉われず、常に柔軟な発想で新しいサービスを



自己成長

自ら機会を作り出し、自ら挑戦し、自ら成長する



環境と社会にやさしく

常に社会規範の遵守と地球環境への貢献を

株主の皆さんへ

Advance to the next stage ～第2の創業期～



平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。ここに、当社第21回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

私達は創立30周年に向け、この10年を第2の創業期と位置づけ、ゴルフ業界のみならず、世の中の「したい」を具現化するサービスを引き続き提供するべく第21期をスタートさせました。

コロナ禍は控えていたM&Aを積極的に行うことで、新たな事業領域への進出と既存事業の拡大を並行して実現させることができました。

経営環境の厳しさは増す一方ですが、私達は引き続きグループ全体の事業相互シナジーの最大化、次の新規事業へと挑戦を続けてまいります。

そして激動の時代を乗り越え、働く一人ひとりが誇れる企業グループとして成長するために、従業員一同、力を合わせ最大限の努力をしてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きバリューゴルフグループの成長にご期待いただくとともに、倍旧のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役 水口 通夫

株主各位

証券コード 3931

2025年4月4日

(電子提供措置の開始日 2025年4月4日)

東京都港区芝四丁目3番5号

ファースト岡田ビル5階

株式会社バリューゴルフ

代表取締役 水口通夫

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第21回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://corp.valuegolf.co.jp>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」、「IRニュース」の順に選択いただき、
ご確認ください。）

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄より、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年4月24日（木曜日）午後6時までに議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、5頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについ

て」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

[郵送による議決権行使の場合]

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示がされたものとして取り扱わせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年4月25日（金曜日）午前10時30分（受付開始 午前10時）

2. 場 所 東京都港区芝四丁目1番23号 三田NNビル地下1階 三田NNホール&スペース
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項 報告事項 1. 第21期（2024年2月1日から2025年1月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第21期（2024年2月1日から2025年1月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役4名の選任の件

第4号議案 監査役1名の選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

② 連結計算書類の「連結注記表」

③ 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2025年4月24日（木曜日）の当社営業時間終了の時（午後6時）まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
 - ・議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使することが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.(1)パソコンによる方法にて議決権行使してください。
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027 (受付時間 9:00～21:00 通話料無料)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当方針は、事業推進のための投資と経営を取り巻く様々なリスクに備えるための財務基盤の強化に留意しつつ、持続的な配成長を志向することを基本としております。第21期の期末配当につきましては、当社普通株式1株当たり25円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭いたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社普通株式

1株につき金25円

配当総額45,170,225円を利益剰余金から配当いたします。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年4月28日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 定款変更の理由

現行定款第2条に定める事業目的について、当社グループが事業領域の拡大を進める中、ゴルフ業界における課題解決を幅広く実行すべく今後の事業展開を踏まえ、不動産業を追記するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更後
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.~11. (条文内容の記載省略)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.~11. (現行どおり)
<u>(新設)</u>	<u>12.不動産の所有、管理、運営、交換及び貸借</u>
<u>(新設)</u>	<u>13.不動産の管理及び貸借の受託</u>
<u>(新設)</u>	<u>14.不動産の売買、仲介及び鑑定</u>
<u>(新設)</u>	<u>15.不動産に関するコンサルティング業</u>
<u>(新設)</u>	<u>16.特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理</u>
<u>(新設)</u>	<u>17.不動産特定共同事業法にもとづく事業</u>
<u>12.前各号に付帯又は関連する一切の業務</u>	<u>18.前各号に付帯又は関連する一切の業務</u>

第3号議案 取締役4名の選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	候補者氏名			現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況	在任年数
1	みずぐち 水口	みちお 通夫	再任	代表取締役 社長執行役員	13回/13回	21年
2	わたなべ 渡辺	かずあき 和昭	再任	取締役 専務執行役員 管理部部長	13回/13回	17年
3	ひろた 廣田	みきお 幹雄	再任 社外	社外取締役	13回/13回	6年
4	そが 曾我	のりあつ 紀厚	再任 社外	社外取締役	13回/13回	3年

候補者番号

1

みずぐち

みちお

水口 通夫

再任



■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2004年 2月 当社設立 代表取締役社長就任

2016年 9月 (株)ジープ取締役就任

2022年 4月 当社代表取締役社長執行役員就任（現任）

■ 取締役候補者とした理由

当社の創業者であり、長年にわたり代表取締役として当社の経営を担い、当社グループ全体の指揮を執り、強いリーダーシップを有しております。今後の持続的な企業価値の向上と当社グループの更なる成長のために、取締役会の意思決定等を牽引し、業務執行の監督の役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としました。

生年月日

1957年5月4日生
(満67歳)

所有する当社の株式数

662,900株

取締役在任年数

21年

取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

候補者番号

2

わたなべ

かずあき

渡辺

和昭

再任



■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2005年 1月 当社入社 管理部部長（現任）

2008年 4月 当社取締役就任

2012年 3月 (株)スクラム代表取締役就任

2018年 8月 (株)産経旅行取締役就任

2022年 4月 当社取締役専務執行役員就任（現任）

■ 取締役候補者とした理由

当社入社以後、当社の管理部門を統括する傍ら当社グループの取締役を歴任し、当社グループの事業に精通しております。今後も管理部門の強化及び当社グループの更なる成長に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としました。

生年月日

1970年10月29日生
(満54歳)

所有する当社の株式数
36,900株

取締役在任年数
17年

取締役会への出席状況
100% (13回/13回)

候補者番号

3

ひ ろ た み き お
廣田 幹雄

再任
社外



■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1975年 4月 (株)住宅新報社入社
1980年10月 (株)日本リクルートセンター（現 (株)リクルートホールディングス）入社
1987年 4月 (株)リクルートコスマス（現 (株)コスマスイニシア）転籍
1996年 6月 同社取締役就任
2004年 6月 同社監査役就任
2013年 7月 ネクスト・ステージ・ラボ開設 所長就任（現任）
2016年 4月 当社補欠監査役選任
2019年 4月 当社社外取締役就任（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年大手企業に携わられた知識と経験から、広い視野による客観的・中立的な意見を提言いただいております。今後の持続的な企業価値の向上と当社グループの更なる成長のために、客観的・中立的な視点により経営を監督して頂くことが期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者としました。

生年月日

1950年5月6日生
(満74歳)

所有する当社の株式数
1,000株

取締役在任年数
6年

取締役会への出席状況
100% (13回/13回)

候補者番号

4

そ
が
曾我

のりあつ
紀厚

再任
社外



■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1997年 4月 新日本製鐵株式会社（現：日本製鉄株式会社）入社
2001年10月 弁護士登録
2001年10月 濱田松本法律事務所（現：森・濱田松本法律事務所）入所
2008年 8月 烏取県人事委員会委員長
2010年10月 弁護士法人TNLAW代表社員（現任）
2021年 4月 第二東京弁護士会副会長
2022年 4月 当社社外取締役就任（現任）
2025年 4月 日本弁護士連合会常務理事（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

日本弁護士連合会常務理事、第二東京弁護士会副会長などの要職を歴任し、弁護士として企業法務に携わっており、豊富な経験と高度な専門的知識を有しております。

今後の持続的な企業価値の向上と当社グループの更なる成長のために、当社の経営に対して、主にコンプライアンスに関する視点から、当社の経営に対して有益なご意見やご指導をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としました。

- 注1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 廣田幹雄氏と曾我紀厚氏は社外取締役候補者であります。
 3. 廣田幹雄氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
 4. 曾我紀厚氏は、現在当社の社外取締役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
 5. 当社は、廣田幹雄氏と曾我紀厚氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1百万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としており、廣田幹雄氏と曾我紀厚氏の再任が承認された場合は両氏との当該契約を継続する予定であります。
 6. 当社は、廣田幹雄氏と曾我紀厚氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
 7. 当社は、当社及びすべての当社子会社におけるすべての取締役及び監査役を被保険者とした、会社役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。被保険者である役員等がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補いたします。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

生年月日

1973年1月14日生
(満52歳)

所有する当社の株式数
700株

取締役在任年数
3年

取締役会への出席状況
100% (13回/13回)

第4号議案 監査役1名の選任の件

現任の監査役のうち、常勤監査役吉田一彦氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。そのため、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。

候補者氏名	現在の当社における地位
すずき　えいこ 鈴木　英子	新任

すずき　えいこ
鈴木　英子

新任



■ 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

2013年12月 当社入社 メディア制作部部長

2019年 4月 (株)スクラム 代表取締役就任

2023年 4月 (株)産経旅行 取締役就任（現任）

■ 監査役候補者とした理由

当社の管理職及びグループ内子会社の取締役を歴任し、当社グループの事業に精通しております。また、役職員と円滑なコミュニケーションを図ることができるところから、今後の持続的な企業価値の向上と当社グループの更なる成長のために、監査役としての責務を十分に果たすことができると判断し、監査役候補者としました。

生年月日

1961年9月26日生
(満63歳)

所有する当社の株式数
1,200株

注1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、当社及びすべての当社子会社におけるすべての取締役及び監査役を被保険者とした、会社役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。被保険者である役員等がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補いたします。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

(ご参考)

当社取締役会が果たしていくべき監督機能を継続的に向上させることを目的に、取締役、監査役が保有する多様なスキルをマトリックス化し、候補者の判断基準として活用しております。

氏名	経営	営業・マーケティング	財務	法務・コーポレートガバナンス	人材開発	IT・DX
水口 通夫	○	○	○	○	○	
渡辺 和昭	○		○	○		○
廣田 幹雄	○	○		○	○	
曾我 紀厚	○	○		○		○
鈴木 英子	○	○		○	○	
栗原 章	○	○	○			○
辻 広司	○	○		○		○

専門性・経験における詳細

経営	企業経営の経験があり、責任ある経営執行を行える
営業・マーケティング	事業環境や顧客の志向を的確にとらえ、価値創造を実現するスキルがある
財務	会計や金融、税務等に関する知識を有し、企業経営を支えるスキルがある
法務・コーポレートガバナンス	法務やコーポレートガバナンス等に関する知識を有し、企業経営を支えるスキルがある
人材開発	組織開発や人材教育・人材育成に関する経験があり、人的資本の増強を図るスキルがある
IT・DX	ITの利活用、DXを通して、全社的な業務プロセスの改善を推進するスキルがある

以 上

事業報告 (2024年2月1日から2025年1月31日まで)

1. 企業集団の現況

① 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年2月1日～2025年1月31日）におけるわが国経済は、経済活動の活性化が一層進みました。景気は一部に足踏みも見られますが、高い賃上げ率による実質賃金の改善が進み、民間消費は緩やかな回復基調となりました。またインバウンド需要のコロナ禍以前を上回る急激な回復や国内設備投資が堅調に推移しており、景気に追い風となっております。一方で、原材料・資源・食料価格の高騰、為替の円安基調によるインフレの加速が個人消費の重荷となっており、金融資本市場の変動等も重なり、先行きは依然として不透明な状況となっております。

ゴルフ事業を取り巻く環境におきましては、ゴルフ場売上高の前年同月比は10月3.1%減、11月1.6%減、12月2.5%増と推移し、ゴルフ場利用者数の前年同月比は10月5.1%減、11月3.1%減、12月1.5%増と推移いたしました（経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」）。燃料の高騰等に起因したプレー料金の高止まりや降雪の影響によりゴルフ場利用者がやや減少傾向となっておりますが、一方で、6月・9月・12月についてはゴルフ場利用者数が前年同月比を上回り、復調の傾向が見られます。依然としてゴルフが身近な娯楽レジャーとして多くのゴルファーから支持されていると考えられます。

トラベル事業を取り巻く環境におきましては、訪日外客数が11月3,187千人（2019年同月比30.5%増）、12月3,489千人（2019年同月比38.1%増）、1月3,781千人（2024年同月比40.6%増）となり、コロナ禍以前の水準を大きく超え順調に回復しております。一方、出国日本人数は11月1,175千人（2019年同月比28.4%減）、12月1,187千人（2019年同月比30.7%減）、1月912千人（前年同月比8.8%増）となり、徐々に回復しているものの航空券代の高騰や円安基調の継続による物価高、家計の厳しさ等の要因により、引き続き回復に期間を要しております（日本政府観光局「JNTO」）。

このような経営環境の下、当社グループは売上高の拡大及び収益の強化を図るべく、各事業において新規案件の獲得やサービス品質向上に取り組んでまいりました。また、新たに2社の株式を取得し、2024年10月にはA.I.活用研究所を設立いたしました。今後A.I.を最大限に活用することでお客様との価値共創を通じて、当社グループの持続的な企業価値向上に取り組んでまいります。

この結果、売上高は4,127,574千円(前期比12.9%増)、営業利益は90,029千円(前期比46.0%増)、経常利益は74,249千円(前期比50.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は5,519千円(前期比75.7%減)となりました。

当連結会計年度の業績

売上高 4,127,574千円 (前期比12.9%増)	営業利益 90,029千円 (前期比46.0%増)	経常利益 74,249千円 (前期比50.1%増)	親会社株主に帰属する 当期純利益 5,519千円 (前期比75.7%減)
--	--	--	--

ゴルフ事業

売上高 構成比



売上高

(百万円)



ゴルフ事業におきましては、ASPサービス『1人予約ランド』における会員数が引き続き堅調に推移し、当期末点で会員数は115万人（前期比9.9%増）と増加を続けております。また当期より、人手不足をはじめとした経営課題に悩むゴルフ場に対し、その解決策として新サービス『リピ増くんDX』の販売を開始いたしました。ゴルフ場経営のDX化を推進することで日々の運営の省力化に貢献する他、今後はAIを活用した集客プロモーション支援により経営課題を包括的に解決できるサービスとして機能の拡充を進めてまいります。

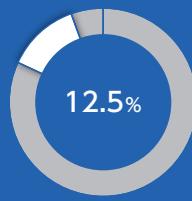
E Cサービスにおいては、当期も引き続き米国における物価高及び円安傾向継続の影響を受け、海外クラブの輸入価格は高止まりしました。そのため、並行輸入品の販売を見直し日本モデルの取り扱いを増やす等、商品構成の改変を進めてまいりました。売上高確保のため、店舗在庫商品のWEB販売、各店舗において下取りサービス・免税販売に注力し、インバウンド需要の取り込みや顧客の囲い込みを行ってまいりました。併せて、ゴルフ場への卸販売・ゴルフ場内のプロショップ運営受託等の取り組みを進め、結果として、売上高は前期を上回る水準まで回復いたしました。

レッスンサービスにおきましては、バリューゴルフ大崎、ジーパーズゴルフクラブ浦安 by ValueGolfとともに会員数が引き続き堅調に推移いたしました。店舗では定期的にフィッティング会を実施し、個人に合ったクラブ選びのサポートを行っております。インドアレッスンに加えゴルフショップが併設された複合施設として認知され、ゴルファーより好評を得ております。今後もより多くのニーズに応え顧客満足を向上させるべく、サービス・イベント実施等を行ってまいります。

以上の結果、売上高は3,423,307千円(前期比3.1%増)、営業利益は504,578千円(前期比19.0%増)となりました。

トラベル事業

売上高 構成比



売上高

(百万円)

309

516

第20期

第21期



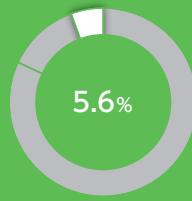
トラベル事業におきましては、円安傾向の継続や海外の物価高を背景にインバウンド需要の回復が見られました。外国人スタッフが多数在籍していることを活かし、旅行者と同国籍のスタッフが添乗に同行するといった付加価値の高い旅行を提供したり、海外の旅行会社とのコネクションを構築したりすることで需要の取り込みに成功いたしました。

一方、アウトバウンドについては経済的な要因等で総じて回復は遅れていますが、2024年2月に当社グループに加わった株式会社エスプリ・ゴルフでは、特にテーマ毎の内容にこだわったゴルフ旅行や海外の名門ゴルフ場とのコネクションを活かした高単価の旅行を催行し、新規顧客層の開拓に成功しました。

以上の結果、売上高は516,707千円(前期比66.8%増)、営業利益は38,692千円(前期比79.4%増)となりました。

その他の事業

売上高 構成比



売上高

(百万円)

35

231

第20期

第21期



その他の事業セグメントにおきましては、2024年5月より株式会社ノアが当社グループに加わりました。同社はDX推進事業及びS E S事業を展開しており、同社が持つスキルと経験を活用することによりゴルフ業界のDX推進を目指す当社グループにとって大きな推進力となることが期待されます。10月に設立したAI活用研究所の運営は同社が主体となり進めています。得意とするAI技術を活用し、当社グループが提供するサービスの拡大及び品質の更なる向上を進めてまいります。

以上の結果、売上高は231,188千円(前期比544.8%増)、営業利益は5,285千円(前期比66.9%減)となりました。

事業別売上高

事業区分	第19期 (2023年1月期)		第20期 (2024年1月期)		第21期 (2025年1月期) (当連結会計年度)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
ゴルフ事業	4,081,411千円	91.8%	3,320,721千円	90.8%	3,423,307千円	82.9%
トラベル事業	329,920	7.4	309,741	8.5	516,707	12.5
その他の事業	40,510	0.9	35,853	1.0	231,188	5.6
調整額	△7,859	△0.1	△9,964	△0.3	△43,628	△1.0
合計	4,443,982	100.0	3,656,350	100.0	4,127,574	100

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2024年2月1日付で、株式会社エスプリ・ゴルフの全株式を取得し、連結子会社といたしました。また、2024年5月1日付で、株式会社ノアの全株式を取得し、連結子会社といたしました。

2 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

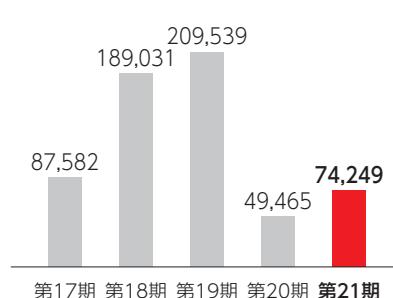
区分		第17期	第18期	第19期	第20期	第21期 (当連結会計年度) (2025年1月期)
		(2021年1月期)	(2022年1月期)	(2023年1月期)	(2024年1月期)	
売上高	(千円)	4,271,320	4,283,527	4,443,982	3,656,350	4,127,574
経常利益	(千円)	87,582	189,031	209,539	49,465	74,249
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(千円)	△48,110	123,853	114,842	22,689	5,519
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	△26.84	68.63	63.56	12.56	3.06
総資産	(千円)	2,059,684	2,369,452	2,508,376	2,634,493	2,647,917
純資産	(千円)	981,435	1,095,333	1,176,390	1,163,612	1,125,005
1株当たり純資産	(円)	546.18	604.90	649.76	642.69	621.32

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

売上高 (千円)



経常利益 (千円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (千円) ■
1株当たり当期純利益 (円) ●



② 当社の財産及び損益の状況

区分		第17期 (2021年1月期)	第18期 (2022年1月期)	第19期 (2023年1月期)	第20期 (2024年1月期)	第21期 (当事業年度) (2025年1月期)
売上高	(千円)	1,008,760	1,116,054	1,135,674	1,190,067	1,167,979
経常利益	(千円)	181,325	94,472	102,247	69,718	77,745
当期純利益又は 当期純損失(△)	(千円)	△20,617	50,313	51,523	65,841	120,476
1株当たり 当期純利益又は 当期純損失(△)	(円)	△11.50	27.88	28.52	36.22	66.68
総資産	(千円)	1,084,749	1,161,624	1,201,646	1,178,879	1,165,619
純資産	(千円)	840,895	880,434	897,244	926,949	1,002,256
1株当たり純資産	(円)	467.78	485.96	495.26	511.70	553.38

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社スクラム	15,000千円	100.0%	その他の事業
株式会社ジーク	75,000千円	100.0%	ゴルフ事業
株式会社産経旅行	70,000千円	100.0%	トラベル事業
株式会社エスプリ・ゴルフ	62,000千円	100.0%	トラベル事業
株式会社ノア	1,000千円	100.0%	その他の事業

(注) 1. 当社は、2024年2月1日付で、株式会社エスプリ・ゴルフの全株式を取得し、連結子会社といたしました。

2. 当社は、2024年5月1日付で、株式会社ノアの全株式を取得し、連結子会社といたしました。

4 対処すべき課題

① 新たな価値の創出

当社は、「世の中のしたいを具現化する」を経営理念に掲げています。デジタル技術の進化により、その「したい」を実現する手段は飛躍的に広がっています。また、世の中の「したい」は、単一の領域にとどまらず、多様な事業が連携することで初めて実現できるものも少なくありません。そこで当社は、既存事業の枠にとらわれることなく、常に新たな領域に挑戦しながら、デジタル技術を積極的に活用し、事業の枠を超えた価値創出に取り組んでまいります。これらの取り組みを通じて、社会課題の解決と持続的な成長を実現し、企業価値の向上に努めてまいります。

② 人材の育成と確保

当社では、少子高齢化に伴う労働力人口の減少が進む中、持続的な成長を支える基盤を構築するため、次世代の人材育成と確保を最重要課題の一つと位置づけております。

特に、業務のデジタル化が加速する現在、デジタル技術の進展に対応できるDX人材の育成と確保は急務だと認識しております、社員のITスキル向上を目的とした研修体制、教育プログラムの拡充を進めてまいります。

また、人材の確保及び社員の働きがいを高めるため、魅力的な職場づくりや新たな報酬制度の構築にも取り組んでまいります。

これにより、社員が自身の能力を最大限に発揮できる環境を整備し、企業の持続的な成長を実現してまいります。

③ 管理部門の強化

当社が持続的に成長を遂げるためには、事業推進とそれを支える管理部門の強化が不可欠であると考えております。急速に変化する事業環境に対応するためには、経営陣の意思決定を支え、実行力を備えた柔軟かつ強固な組織体制を構築することが必要です。そのためには、現在の管理部門をより効率的かつ効果的な体制に変革することが急務であり、これを実現するための人材育成と確保を進めてまいります。

事業推進と管理部門が緊密に連携し、両輪として相互に支え合う体制を整えることで、より一層強固で競争力のある企業へと成長し、企業価値の向上に努めてまいります。

5 主要な事業内容（2025年1月31日現在）

事業区分	事業内容
ゴルフ事業	ゴルフプレー予約のASPサービス、ゴルフ情報誌の発行、ゴルフ用品の販売、インドアゴルフスクールの運営、レッスンサービス
トラベル事業	募集型企画旅行の催行、受注型企画旅行の催行並びに国内・海外出張及び旅行に伴う航空券等の販売
その他の事業	求人やブライダル関連の広告制作 DX推進事業及びSES事業

6 主要な事業所等（2025年1月31日現在）

①当社

本社	東京都港区
支社	関西支社（大阪市淀川区）
事業所	バリューゴルフ大崎（東京都品川区）、ジーパーズゴルフクラブ浦安（千葉県浦安市） 札幌オフィス（北海道札幌市）、九州オフィス（熊本県熊本市中央区）

②子会社

株式会社スクラム	本社（東京都港区）、金沢オフィス（石川県金沢市）
株式会社ジープ	本社（千葉県浦安市）、新橋店（東京都港区）、大崎店（東京都品川区） 葛西店（東京都江戸川区）、浦安店（千葉県浦安市）
株式会社産経旅行	本社（東京都港区）、札幌支店（北海道札幌市）、大阪支店（大阪市淀川区）
株式会社エスプリ・ゴルフ	本社（東京都武蔵野市）
株式会社ノア	本社（東京都江東区）

7 使用人の状況（2025年1月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人數	前連結会計年度末比増減
ゴルフ事業	46(9)名	5名増(6名減)
トラベル事業	19(1)名	3名増(1名増)
その他の事業	7(2)名	5名増(2名増)
全社（共通）	7(1)名	1名減(1名減)
合計	79(13)名	12名増(4名減)

(注) 使用人數は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人數	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
40(5)名	5名増(3名減)	41.7歳	8.1年

(注) 使用人數は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

8 主要な借入先の状況（2025年1月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井UFJ銀行	324百万円
株式会社千葉銀行	250
株式会社りそな銀行	200
東京ベイ信用金庫	59
日本政策公庫	58
城南信用金庫	40

(注) 当社グループは運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末におけるこれらの契約に基づく借入未実行残高等は以下の通りであります。

契約の総額	1,750百万円
借入実行残高	750百万円
差引額	1,000百万円

9 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

① 株式の状況（2025年1月31日現在）

① 発行可能株式総数 5,000,000株

② 発行済株式の総数 1,807,000株

③ 株主数 1,027名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
水口通夫	662,900株	36.69%
(株)ゼネラルアサヒ	272,000株	15.05%
渡辺 薫	92,800株	5.14%
(株)MMパートナー	80,500株	4.46%
伊藤僚祐	50,000株	2.77%
佐藤久美子	45,700株	2.53%
吉田一彦	41,300株	2.29%
渡辺和昭	36,900株	2.04%
中村剛	28,400株	1.57%
辻野博史	25,000株	1.38%

(注) 持株比率は自己株式（191株）を控除して計算しております。

② 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2025年1月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	水口通夫	社長執行役員
取締役	渡辺和昭	専務執行役員 管理部部長
取締役	廣田幹雄	ネクスト・ステージ・ラボ 所長
取締役	曾我紀厚	弁護士法人TNLAW代表社員
常勤監査役	吉田一彦	
監査役	栗原章	栗原公認会計士事務所 所長 ベース株式会社取締役(監査等委員)
監査役	辻広司	アクロス法律事務所 所長

- (注) 1. 取締役廣田幹雄氏及び曾我紀厚氏は、社外取締役であります。
2. 監査役栗原章氏及び辻広司氏は、社外監査役であります。
3. 監査役栗原章氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知識を有しております。
4. 当社は、取締役廣田幹雄氏及び曾我紀厚氏、監査役栗原章氏及び辻広司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1百万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

③ 会社役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及びすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした、会社役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。

被保険者である役員等がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補いたします。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役（うち社外取締役）	4(2)名	52(7)百万円
監査役（うち社外監査役）	3(2)名	14(7)百万円
合計（うち社外役員）	7(4)名	66(15)百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2015年4月30日開催の第11回定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2015年4月30日開催の第11回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
4. 上記に記載した報酬等以外に会社役員等賠償責任保険（D&O保険）の保険料646千円を支払っております。
5. 取締役会は、代表取締役社長執行役員水口通夫に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役廣田幹雄氏は、ネクスト・ステージ・ラボ所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役曾我紀厚氏は、弁護士法人TNLAW代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役栗原章氏は、栗原公認会計士事務所所長及びベース株式会社の取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役辻広司氏は、アクロス法律事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

主 な 活 動 状 況

取締役 廣田幹雄

当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。
主に、長年大手企業に携わってきた経験から、客観的・中立的な視点から提言を述べております。
また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、委員会の運営について客観的・中立的な立場で決定過程における監督機能を担っております。

取締役 曽我紀厚

当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。
主に、弁護士としての専門的見地に基づき、積極的に意見を述べており、監督・助言等を行なうなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、委員会の運営について客観的・中立的な立場で決定過程における監督機能を担っております。

監査役 栗原章

当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会13回の全てに出席いたしました。
出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から会計監査の視点を持ちつつ、業務監査への提言を行うなど、当社の企業価値向上と更なる成長を果たすために監査役としての職責を果たしております。
また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、委員会の運営について客観的・中立的な立場で決定過程における監督機能を担っております。

監査役 辻広司

当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地からコンプライアンスの視点を持ちつつ、業務監査への提言を行うなど、当社の企業価値向上と更なる成長を果たすために監査役としての職責を果たしております。
また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、委員会の運営について客観的・中立的な立場で決定過程における監督機能を担っております。

④ 会計監査人の状況

① 名称 あかり監査法人

② 報酬等の額

報酬等の額	
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人あかり監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1百万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

⑤ 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年1月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)			
流動資産	2,193,840	流動負債	1,317,577
現金及び預金	885,625	買掛金	190,104
売掛金	319,683	短期借入金	750,000
商品	690,178	1年内返済予定の長期借入金	29,044
旅行前払金	168,576	旅行前受金	190,718
その他	130,064	未払金	47,050
貸倒引当金	△287	未払法人税等	21,847
固定資産	454,077	ポイント引当金	683
有形固定資産	30,521	その他	88,128
建物	24,192	固定負債	205,335
土地	1,032	長期借入金	164,185
その他	5,296	資産除去債務	39,388
無形固定資産	161,539	繰延税金負債	1,762
ソフトウェア	38,526	負債合計	1,522,912
のれん	123,013	(純資産の部)	
投資その他の資産	262,016	株主資本	1,119,196
投資有価証券	67,979	資本金	382,328
敷金及び保証金	152,139	資本剰余金	374,819
繰延税金資産	24,810	利益剰余金	362,386
その他	62,274	自己株式	△338
貸倒引当金	△45,187	その他の包括利益累計額	3,408
資産合計	2,647,917	その他有価証券評価差額金	3,408
		新株予約権	2,400
		純資産合計	1,125,005
		負債純資産合計	2,647,917

連結損益計算書 (2024年2月1日から2025年1月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	4,127,574
売上原価	2,657,706
売上総利益	1,469,868
販売費及び一般管理費	1,379,839
営業利益	90,029
営業外収益	
受取利息及び配当金	383
賃貸収入	51
受取補償金	2,547
その他	1,119
	4,101
営業外費用	
支払利息	10,720
支払手数料	1,789
為替差損	6,077
その他	1,294
	19,880
経常利益	74,249
特別損失	
減損損失	32,508
固定資産除却損	1,345
	33,853
税金等調整前当期純利益	40,396
法人税、住民税及び事業税	31,265
法人税等調整額	3,610
当期純利益	5,519
親会社株主に帰属する当期純利益	5,519

連結株主資本等変動計算書 (2024年2月1日から2025年1月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
当連結会計年度期首残高	382,328	374,819	402,036	△338
当連結会計年度変動額				
剩 余 金 の 配 当			△45,170	△45,170
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			5,519	5,519
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額（純額）				
当連結会計年度変動額合計	—	—	△39,650	—
当連結会計年度末残高	382,328	374,819	362,386	△338
<hr/>				
	その他の包括利益累計額			
	その他有価証券 評 価 差 額 金	その他の包括利益 累 計 額 合 計	新株予約権	純資産合計
当連結会計年度期首残高	2,365	2,365	2,400	1,163,612
当連結会計年度変動額				
剩 余 金 の 配 当				△45,170
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				5,519
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額（純額）	1,042	1,042		1,042
当連結会計年度変動額合計	1,042	1,042	—	△38,607
当連結会計年度末残高	3,408	3,408	2,400	1,125,005

計算書類

貸借対照表 (2025年1月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)			
流動資産	634,493	流動負債	135,965
現金及び預金	392,409	買掛金	25,856
売掛金	149,931	未払金	37,779
商品	30,111	未払法人税等	19,731
前払費用	19,097	その他	52,598
未収入金	111	固定負債	27,397
その他	42,860	資産除去債務	16,623
貸倒引当金	△27	債務保証損失引当金	10,774
固定資産	531,126	負債合計	163,363
有形固定資産	21,066	(純資産の部)	
建物	16,310	株主資本	999,856
工具器具備品	1,129	資本金	382,328
土地	1,032	資本剰余金	374,819
その他	2,592	資本準備金	372,328
無形固定資産	28,114	その他資本剰余金	2,491
ソフトウエア	28,114	利益剰余金	243,046
投資その他の資産	481,945	その他利益剰余金	243,046
投資有価証券	60,000	繰越利益剰余金	243,046
関係会社株式	368,999	自己株式	△338
敷金及び保証金	44,850	新株予約権	2,400
繰延税金資産	5,314	純資産合計	1,002,256
その他	8,168	負債純資産合計	1,165,619
貸倒引当金	△5,388		
資産合計	1,165,619		

損益計算書 (2024年2月1日から2025年1月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		1,167,979
売上原価		308,430
売上総利益		859,548
販売費及び一般管理費		781,127
営業利益		78,421
営業外収益		
受取利息及び配当金	71	
賃貸収入	21,951	
その他	248	22,270
営業外費用		
賃貸費用	21,951	
その他	994	22,946
経常利益		77,745
特別利益		
債務保証損失引当金戻入額	73,994	73,994
税引前当期純利益		151,740
法人税、住民税及び事業税	28,074	
法人税等調整額	3,189	31,263
当期純利益		120,476

株主資本等変動計算書 (2024年2月1日から2025年1月31日まで)

(単位：千円)

株主資本								
資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益	剩余金	利益剰余金合計		
当期首残高	382,328	372,328	2,491	374,819	167,739	167,739	△338	924,549
剰余金の配当					△45,170	△45,170		△45,170
当期純利益					120,476	120,476		120,476
当期変動額合計	–	–	–	–	75,306	75,306	–	75,306
当期末残高	382,328	372,328	2,491	374,819	243,046	243,046	△338	999,856
<hr/>								
新株予約権		純資産合計						
当期首残高	2,400	926,949						
剰余金の配当		△45,170						
当期純利益		120,476						
当期変動額合計	–	75,306						
当期末残高	2,400	1,002,256						

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月2日

株式会社バリューゴルフ
取締役会 御中

あかり監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 狐塚利光
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 成田雅義
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バリューゴルフの2024年2月1日から2025年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バリューゴルフ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別には集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するため、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月2日

株式会社バリューゴルフ
取締役会 御中

あかり監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 狐塚利光
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 成田雅義
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バリューゴルフの2024年2月1日から2025年1月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年2月1日から2025年1月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あかり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人あかり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月3日

株式会社バリューゴルフ監査役会

常勤監査役 吉田一彦印
社外監査役 栗原 章印
社外監査役 辻 広司印

以 上



株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区芝四丁目1番23号 三田NNビル地下1階
三田NNホール&スペース
TEL 03-5443-3233

交通

JR田町駅 西口より徒歩約6分
都営三田線・都営浅草線三田駅 A9出口より徒歩約2分



NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。

